

■ マイナンバー

No	問い合わせ内容	回答
1	e-AMANOのマイナンバー収集はどのような機能ですか。	マイナンバーを収集したい従業員に、マイナンバー招待メールを送付する事で従業員・家族のマイナンバーを収集し、クラウド上で保管することができる機能です。
2	マイナンバーの閲覧権限はありますか。	管理者にマイナンバー権限を付与することが可能です。ロール権限で設定します。詳しくは下記マニュアルをご確認ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/07e-amanomanual_administrator_1.pdf
3	マイナンバーの収集目的は変更できますか。	収集目的はお客様にて変更可能です。 メニュー[共通設定]-[マイナンバー収集目的]にて、初期表示されている収集目的を非表示にしたり、 任意の内容を追加して頂く事が可能となります。 詳しくは下記マニュアルをご確認ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/mynumber/mynumber_2.pdf
4	マイナンバーの連携方法を教えてください。	NXはAPI連携となります。 マイナンバー権限がある管理者でNXへログインし従業員の連携を行うと、マイナンバーも同時に連携されます。 XGまたは他社システム連携はCSV連携となります。 【CSV出力】 マイナンバーデータはパスワード付のZIPファイルでCSV出力する事も可能です。 ※ XGの場合、家族のマイナンバーについてはXGへインポートする際に加工が必要です。 【CSV入力】 CSVデータをインポートすることが可能です。 ※ XGの場合、家族のマイナンバーについてはe-AMANOへインポートする際に加工が必要です。
5	マイナンバーをe-AMANO上で管理する場合、XGやNXで管理する必要はありませんか。	e-Gov電子申請のみを考慮した場合、e-AMANO上でのみ管理されていれば問題ありません。 ただし、XG側のマイナンバーを何に利用されているのかはお客様次第となりますので、XG上の管理を止めて良いのかは判断ができません。 XGでマイナンバーを管理することが目的であれば、今後はe-AMANOで管理していただければ良いので、XGでの管理は不要となります。
6	マイナンバー登録は必須でしょうか。	お客様のご利用方法次第となります。 例えば、扶養控除申告書にはマイナンバー欄がありますが、過去にマイナンバー記載済みの扶養控除申告書を保存していれば、それ以降は空白で提出しても問題ございません。 入社時に扶養控除申告書を作成するので、そこで初回だけマイナンバーを印字すれば良いのですが、e-AMANOでは初回か否かの判断ができません。その為、マイナンバーがあってもなくても処理は進むようになっております。
7	マイナンバーの数字は本物でないエラーになるのでしょうか。	マイナンバーの登録処理は、チェックデジットにて判定している為、適当な数字は登録できません。 なお、法人番号、個人事業主のマイナンバーも同様です。

No	問い合わせ内容	回答
8	マイナンバーをe-AMANO上へ登録したら、資格取得届などで表示されるのでしょうか。	<p>マイナンバーの登録(申請)が済んでいる場合は、各種届書のマイナンバーの欄に出力します。</p> <p>但し、マイナンバー権限がないと*で出力されます。</p> <p>また、マイナンバー権限があっても、プレビュー表示では*で出力されます。</p> <p>マイナンバー権限のある人事担当者がPDFファイルをダウンロードすると、マイナンバーは表示されます。</p> <p>従業員本人の場合も同様となります。詳細動作は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者向け画面(青色の画面) <ul style="list-style-type: none"> (1) ログイン者にマイナンバー権限のない方 <ul style="list-style-type: none"> (a)プレビューボタン押下時(画面表示、その後の印刷、ダウンロード含む)：*表示 (b)ダウンロードボタン押下時：*表示 (2) ログイン者にマイナンバー権限のある方 <ul style="list-style-type: none"> (a)プレビューボタン押下時(画面表示、その後の印刷、ダウンロード含む)：*表示 (b)ダウンロードボタン押下時：マイナンバーを表示 ■ 従業員向け画面(橙色の画面) <ul style="list-style-type: none"> (a) プレビューボタン押下時(画面表示、その後の印刷、ダウンロード含む)：*表示 (b) ダウンロードボタン押下時：マイナンバーを表示 <p>プレビュー表示時に*でマスク表示している理由ですが、プレビュー表示にマイナンバーを表示しますと、その情報がブラウザのキャッシュに残る可能性があり、意図せず情報が流出する(キャッシュを取得するウイルスなどで)可能性を防ぐためとなります。</p>
9	e-AMANOでマイナンバーを登録していますが、各種申告書を本人が印刷時、本人のマイナンバーを印字したくありません。設定するメニューはありますか。	申し訳ありませんが、既に登録済の場合は申告書に表示されます。
10	NXから従業員データを登録する際、マイナンバーも連動させることは可能でしょうか。	<p>連携可能です。</p> <p>ただし、NXのログイン者がマイナンバーの管理者権限があることが条件となります。</p>
11	従業員はマイナンバーの登録時身分証明書等の証憑画像の添付欄がありますが、家族はありません。これはなぜでしょうか。	会社は従業員本人の本人確認を厳格にする必要はありますが、従業員家族については従業員本人が責任をもって家族の本人確認を行えば良く、会社は従業員家族の本人確認はする必要がない為です。
12	マイナンバー登録(依頼)をしたいのですが、管理者画面のメニューに「マイナンバー管理」メニューがありません。	<p>ログインしている管理者が「システム設定者」の場合、マイナンバーの権限がありません。</p> <p>別途、マイナンバー権限を付与した後に再度権限を付与した従業員でログインしてください。</p> <p>詳細はスタートアップガイド「⑦管理者に権限を付与する」をご確認ください。</p> <p>https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/07e-amanomanual_administrator_1.pdf</p>
13	e-AMANOにマイナンバーの登録がない場合、資格取得届の申請は可能ですか。 現在、マイナンバーは独立したシステムで管理しており、e-Gov直接申請で管理者側で入力をしてから行政に提出しています。	<p>e-AMANOにマイナンバーを登録していない場合は、e-Gov電子申請ができません。</p> <p>e-AMANOはe-Gov直接申請の画面とは異なる為、電子申請時にマイナンバーを登録することはできません。</p>

No	問い合わせ内容	回答
14	<p>マイナンバーの申請を承認する際、マイナンバーの写しを見て確認ができれば、番号確認書類と身元確認書類を添付しなくても大丈夫でしょうか。</p>	<p>従業員からマイナンバーを収集する際は、本人確認(番号確認と身元確認)書類の添付が必要となります。</p> <p>マイナンバーカードを持っている場合はマイナンバーカードだけで良いのですが、マイナンバーカードを持っていない場合、通知カードに加え、運転免許証やパスワードが必要となります。</p> <p>本人確認の添付ファイルは、e-AMANOの処理上で使用するものではありませんので、確認が取れば問題ございません。</p> <p>また、扶養家族のマイナンバー収集の際は、確認書類の収集は不要となります。</p>
15	<p>マイナンバーを登録する場合、基礎年金番号は未登録でも問題はないでしょうか。</p>	<p>基礎年金番号はマイナンバーで代用可能となりますので、マイナンバーが登録済みであれば、必須ではありません。</p> <p>従業員情報をTimePro-NXからe-AMANOへAPI連携する場合、csv連携する場合、e-AMANO上で新規追加する場合も、基礎年金番号は空白でも問題ありません。</p> <p>入社手続きを行う場合は、[10.社会保険関連情報]画面で、以下を選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号をお持ちですか? →「いいえ」 ・基礎年金番号不所持理由 →「その他」 <p>注意点としては、入社手続きの中でマイナンバーの登録ができず、入社済みにならないとマイナンバー招待もできない点となります。その為、以下の手順で対応してください。</p> <p><<手順例1：従業員にマイナンバーを申請して頂く場合>></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入社招待を行い、従業員に入社手続きを申請、承認して頂きます。 2. マイナンバー招待を行い、従業員にマイナンバーを申請、承認して頂きます。 3. メニュー[手続き]-[進行中の手続き]で対象の届書の[承認内容確認]をクリックして、画面右上の[電子申請]ボタンを押下し、e-Gov電子申請を行います。 <p><<手順例2：人事担当者がマイナンバーを代理登録して頂く場合>></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入社招待を行い、従業員に入社手続きを申請、承認して頂きます。 2. 人事担当者がマイナンバー一覧上で代理入力して頂きます。 <p>※ 1.と 2.は順不同です</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. メニュー[手続き]-[進行中の手続き]で対象の届書の[承認内容確認]をクリックし、画面右上の[電子申請]ボタンを押下し、e-Gov電子申請を行います。 <p>なお、基礎年金番号欄にダミーコードを入力する事はしないようお願い致します。基礎年金番号欄に入力があると、その情報もe-Gov電子申請に含まれますが、年金事務所のシステムでは基礎年金番号とマイナンバーが紐づいて登録済みであるため、不一致エラーとなります。</p>